

休日当番医

- 12月2日 大野医院 白根市菱湯2 ☎(025)372-2930
- 9日 渡辺(一)医院 白根市能登2 ☎(025)372-2568
- 16日 広川医院 白根市西笠巻1 ☎(025)373-3221
- 23日 田中眼科医院 白根市水道町1 ☎(025)373-3962
- 24日 梶原産婦人科医院 白根市市役所上町 ☎(025)373-3130
- 30日 安宅整形外科医院 白根市親和町 ☎(025)373-1188
- 1月1日 渡辺(備)医院 白根市上茨 ☎(025)375-2124
- 2日 笹川医院 白根市諏訪ノ木8 ☎(025)372-2572
- 3日 関川医院 白根市新飯田中町 ☎(025)374-2002

税金コーナー

「お年寄りと税」

① 老年者控除

所得税は、一年間の所得金額から、基礎控除や扶養控除などの所得控除を差し引いた金額に税率を掛けて計算しますが、この所得控除の一つとして老年者控除があります。年齢が65歳以上で、所得金額が1千万円以下のお年寄りの場合に本人の所得金額から50万円控除できます。

② 公的年金等控除
国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給は、雑所得として所得税の課税対象となります。

住みやすい
暮らし作りに
生きる税
田沢英樹

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額の合計から公的年金等控除額を差し引いて計算しますが、年齢が65歳以上のお年寄りの場合は、65歳未満の人よりその控除額が次のとおり多くなっています。

受給者の年齢	1年間の公的年金等の収入の合計額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	260万円以下	140万円
	260万円超 460万円以下	(A)×25% + 75万円
	460万円超 820万円以下	(A)×15% + 121万円
	820万円超	(A)×5% + 203万円
65歳未満の人	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 37万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 78万5千円
	770万円超	(A)×5% + 155万5千円

保健だより

日 時	会 場	種 別	対 象
12月12日(水) PM 1:00~1:30	中央公民館	離乳食講習会	H2年7. 8. 9月生
12月19日(水) PM 1:30~2:00	保健センター	1才6ヵ月児健診	H1年4月~H1年6月生
12月21日(金) PM 1:30~2:00	保健センター	3. 4ヵ月児健診	H2年8月~H2年9月生



- （10月15日~11月14日届出分）
- 関川 寅一 68才 花園町一
 - 佐藤 トミ 77才 水田
 - 大場 藤平 77才 中央町三
 - 壺屋 富雄 64才 矢代田五
 - 壺屋 徳一 73才 矢代田二
 - 板井 リツ 54才 横川
 - 加藤 静江 76才 蔵町一
 - 田中清四郎 76才 大川前一
 - 巖 勇平 79才 うでこぎ

いっしょに暮らす

- （本間 由紀子） 本町四
- （西村 敦志） 若葉町三
- （西村 久美子）
- （町上 文子） 天ヶ沢二
- （鶴巻 和芳）

いっしょに暮らす

- （子の名）
- 本望 西 博行 うでこぎ
 - 田中 真琴 国男 うでこぎ
 - 吉田 正明 道夫 横川
 - 三浦 杏奈 仁 天ヶ沢三
 - 笠原 早紀 哲治 矢代田六

いっしょに暮らす

「ぼく言える おはよう おやすみ ありがとう」 大関宏嘉